

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に基づき、激甚災害の指定を行うとともに、被害を受けた佐用町の中小企業者等に対し、災害関係保証の特例等の措置を講ずるもの。

1. 激甚災害法について

著しく甚大である災害が発生した際に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助や被災者に対する特別の助成措置について定めるため、昭和37年9月に施行。

政府は、同法に基づき、（1）国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、（2）①当該災害による地方財政の負担を緩和すること、または②被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令でその災害を「激甚災害」として指定し、併せて、これに対して適用すべき措置を指定する。

2. 本政令について

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害について、激甚災害の指定を行うとともに、これに対し適用すべき措置を定めるもの。

経済産業省関係としては、佐用町の中小企業者等に対して以下の措置を講ずる。

（1）信用保証協会による災害関係保証の実施

※ 実施期間は平成21年9月15日から平成22年3月14日まで

・一般の保証限度額に加えて別枠の保証限度額を適用

※災害関係保証の保証限度額は、一般保証の保証限度額とも別枠。

（緊急保証の利用者も災害関係保証を利用できる場合がある）

（2）小規模企業者等設備導入資金助成法の特例の措置

： 災害発生前の既往貸付金償還期間の延長【激甚災害法第13条】